

特定非営利活動法人消費者ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

TEL:011-221-5884 FAX:011-221-5887

令和7年11月6日

回 答 書

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目4番地

大通コニサービル5階

弁護士法人創知法律事務所

TEL. 011-280-1180 FAX. 011-280-1181

株式会社ファルコン代理人

弁護士 齋 藤 健 太 郎



冠省

貴法人より頂戴した令和7年10月1日付けの「照会書5」に対して、株式会社ファルコン（以下「依頼会社」）の代理人として以下のとおりご回答申し上げます。

なお、町内会費が未返金の状況となっているのは賃借人の対応がなされないためであり依頼会社の対応に起因するものではありません。今後も未返金の状態が退去時の精算まで継続する可能性があります。その点をご考慮いただけますと幸いです。

草々

1. 照会事項第1について

(1) チェリーハイツ26について

8世帯について未返金の状況です。

■■■■室の賃借人が退去したためその際に返金処理をしています。

(2) ローヤルハイツ 26 について

1 世帯について未返金の状況です。

2. 照会事項第 2 について

(1) 第一山本ハイツ

6 世帯について未返金の状況です。

(2) 第三山本ハイツ

1 世帯について見返金の状況です。

■■■■号室の賃借人が退去したためその際に返金処理をしています。

3. 照会事項第 3 について

過去に賃借人から徴収していた町内会費を納入しなかったことはございません。

以上